

**9月議会報告
その2**

みなさんのご意見をお寄せください 下水道使用料の改定・保育園入園受付方法の見直し

今週は、9月議会の委員会で報告された下水道料金の改定と保育園の入園受付方法の見直しについてお知らせします。下水道使用料の改定案について12月議会に提案されます。皆様のご意見をお寄せください。

下水道使用料の改定が提案

水道水を使用している場合は、基本料金は据え置きで、11㎥から値上げされ、平均4.8%の値上げとなります。一方、井戸水使用の場合、節水意識が高くなったという理由で、認定水量が現行より少なく認定され、実質値下げとなります。

(水道水を使用している場合の下水道使用料率の改定)

	使用水量区分	改定案	現行使用料
基本料金	～10㎥	1,050円	1,050円
従量使用料 1㎥あたり	11～100㎥	106.05円/㎥	99.75円/㎥
	101㎥以上	123.9円/㎥	115.5円/㎥

*1か月20㎥の使用水量の場合、現行2040円から2110円となり70円の値上げとなります。

(井戸水使用の場合の認定水量の見直し)

		新認定水量	現行認定水量
一般家事用	1人	12㎥	14㎥
	2人	19㎥	21㎥
	3人	24㎥	27㎥
	1人増すごとに	4㎥	5㎥

*二人家族の場合、2140円から2000に値下げとなります。

保育園の入園受付方法が見直されます

保育園の入園については、今までは申し込み順で入園が決まっていたましたが、平成25年度から、各家庭における保育の必要度合いを審査、判定し、優先度の高い家庭から順に入園することになります。但し、継続入園希望児及びその兄弟姉妹は選考の対象外とし、優先して入園できるとのことです。

優先度は、選考基準のA、B、C、D、Eの順にランク付けされています。

「A」として最も優先されるのは、「外勤で1日6時間以上かつ20日以上就労」「自営（農業も同じ）は中心者で6時間以上かつ20日以上就労」などです。その他、出産、療養、障害者などは「A」として優先されます。

自営や農業の協力者は「B」や「C」となります。育休中は、入園児が3歳以上は「D」か幼稚園部への入園、3歳未満児の場合は入園できません。また、求職活動中では優先順位がEランクとなります。

優先度の選考基準は、父母の就労形態で細かく分類されており、また父母のうち順位の低い優先度が適応されます。詳しい内容については、子育て支援課にお問い合わせください。

産休明けや育休明けで途中入園を希望する場合、保育園さがしに苦労すると聞いています。保育園の入園、その他なんでもご意見がありましたらお寄せください。

敦賀・美浜原発事故で西濃地域は放射能汚染区域に！！

原発ゼロ・消費税と社会保障・尖閣諸島、等々

日本共産党衆議院議員 佐々木憲昭 がスバリお答えします

日本共産党演説会

とき：11月10日（土）13時30分～

ところ：岐阜市文化センター